



平成24年11月15日  
福岡労働局職業安定部求職者支援室  
室長 福富 洋一  
室長補佐 越智 孝  
電話 092-434-9805

報道関係者各位

## 福岡労働局

# 「住居・生活困窮者相談支援 年末強化キャンペーン」 の実施について

福岡県内のハローワーク（公共職業安定所）では、年間を通して、住居や生活に困窮している方（以下「住居・生活困窮者」といいます。）に対する相談・支援を行っています。

その件数は減少傾向にありますが、生活保護受給者数が過去最高水準に達し、厳しい雇用失業情勢が続く中、依然として一定数の方が相談に来られ、住宅手当については、未だに100件程度の相談が毎月行われています（参考1）。

また、住居・生活面でのきめ細かな支援が必要であるにもかかわらず、国が実施している第二のセーフティネット（参考2）等の支援策の情報を得ていない方の存在も危惧されるところであります。

このため、福岡労働局においては、年末年始を控えた11月から12月にかけて、第二のセーフティネット等の支援策の周知を図ることを目的として、標記キャンペーンを下記のとおり実施します。

報道関係の皆様におかれましては、支援策の情報が「住居・生活困窮者」の方へ行き渡るよう、キャンペーンの周知についてご協力をお願い申し上げます。

### 記

- 1 キャンペーン期間  
平成24年11月から12月
- 2 実施主体  
福岡労働局  
ハローワーク（公共職業安定所）

### 3 実施する内容

#### (1) ハローワークにおける「年末住居・生活支援窓口」の設置

県内のハローワーク（付属施設を除く※）に「年末 住居・生活支援窓口」を設置します。※「キャリアアップ・ハローワークふくおか」は、窓口を設置いたしません。

年末 住居・生活支援窓口 … 「すまい」や「せいかつ」に不安をお持ちの方の相談を行います。

#### (2) 「住居・生活支援相談会」の開催

北九州市内及び福岡市内のハローワークで、「住居・生活支援相談会」を開催します。

住居・生活支援相談会 … 12月に北九州市内及び福岡市内のハローワークで、住居・生活・仕事に関する総合相談会を開催します。職業相談、住居・生活支援に関する相談、多重債務等の相談、心の健康相談、総合労働相談等を行います。

・北九州地域「住居・生活支援相談会」

日時：平成24年12月11日（火）13時～17時

場所：ハローワーク小倉（北九州市小倉北区萩崎町1-11）

・福岡地域「住居・生活支援相談会」

日時：平成24年12月17日（月）13時～17時

場所：ハローワークプラザ福岡（キャリアアップハローワークふくおか）

（福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ12階）

#### (3) 支援施策等の情報提供及び積極的な就労支援等

県内のハローワーク（付属施設を除く※）に、「住居・生活支援情報コーナー」を設置します。※「キャリアアップ・ハローワークふくおか」は、窓口を設置いたしません。  
ハローワークへ来られた方へのフォローアップ等を集中的に行います

住居・生活支援情報コーナー … 「第2のセーフティネット」パンフレットや「社宅・寮付求人、住込求人一覧表」等の情報を提供します。

#### (4) その他

キャンペーン期間終了後も、ハローワークにおきましては、「すまい」や「せいかつ」に不安をお持ちの方の相談を継続して行います。

## 福岡県内のハローワークの「住居・生活困窮者」相談件数等の推移

(単位:件)

	平成 22 年度	平成 23 年度				平成 24 年度	
		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期
相談件数	7,478	1,868	1,339	1,443	1,611	1,670	1,516
うち新規	3,772	975	657	664	742	747	590
他機関への誘導	2,372	500	366	372	418	508	398
住宅手当関係	1,638	331	246	247	281	349	293
総合支援貸付 臨時特例つなぎ 関係	1,419	212	137	169	211	217	170

## 第二のセーフティネット 支援策

参考 2

## 1. 住宅手当

〔内容〕就労能力と就労意欲のある離職者のうち、住宅を失った、または失う恐れのある人を対象として、住宅の確保（住宅喪失の予防）と再就職の支援を目的とした制度です。地方自治体とハローワークによる支援を受けながら、地方自治体から賃貸住宅の家賃のための支給を受けることができます。

〔申請先〕現在の住所（住居がない場合は新しく賃貸住宅を確保しようとする地域）を管轄する地方自治体です。具体的には、市・特別区、町村（福祉事務所がある町村の場合）、都道府県（福祉事務所がない町村の場合）の住宅手当担当窓口です。

## 2. 総合支援資金貸付

〔内容〕総合支援資金貸付は、失業等により日常生活全般に困難を抱えている方を対象として、必要な資金の貸付けと、社会福祉協議会やハローワーク等による継続的な相談支援をセットで行い、生活の立て直しや経済的自立を図ることを目的とした制度です。

〔申請先〕現在の住所（住居がない場合は住宅手当を利用して入居する予定の賃貸住宅の住所）を管轄する市町村の社会福祉協議会です。

## 3. 臨時特例つなぎ資金貸付

〔概要〕離職などに伴って住居を失い、その後の生活維持が困難な離職者に対しては、その状況に応じて失業等給付、住宅手当、総合支援資金貸付、生活保護などの公的な給付や貸付による支援制度があります。しかし、こうした公的な給付・貸付などは、申請から資金の交付まで、若干の時間を要します。「臨時特例つなぎ資金貸付」は、申請者がその間の生活に困窮することがないように、社会福祉協議会から、当座の生活費の貸付を受けることができる制度です。

〔申請〕新しく賃貸住宅を確保しようとする地域を管轄する市町村の社会福祉協議会です。

## 4. 職業訓練受講給付金（求職者支援制度）

〔概要〕求職者支援制度は、雇用保険を受給できない人に対し、ハローワークが無料の職業訓練を支援指示し、積極的に就労支援する制度です。このうち、一定の要件を満たす人には、訓練を受けやすくするための給付金が支給されます。

〔申請〕現在の住所地を管轄するハローワークです。